

別紙

依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱（民間団体分）

1. 事業の目的

薬物、アルコール、ギャンブル等の各種依存症対策（以下「依存症対策」という。）については、これまで、公的機関における相談・指導や知識の普及、急性中毒や離脱症状に対する医療の提供、障害者総合支援法に基づいた各種サービスの提供等による支援を行っているほか、「地域依存症対策支援事業」や「依存症回復施設職員研修等事業」を実施してきたところであるが、アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症（以下「依存症」という。）は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（否認や医療機関の不足等）から、依存症者が必要な治療を受けられない現状にある。

このため、依存症の治療及び回復支援を目的として、依存症対策を行う都道府県を選定し、選定した都道府県において、依存症の治療を行っている精神科医療機関のうち1箇所を「依存症治療拠点機関」として指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積するとともに、依存症治療を専門的に行っている医療機関を「全国拠点機関」として指定し、集積した知見の評価・検討を行うことで、依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発や支援体制モデルの確立を行うことを目的とする。

2. 補助対象事業

実施要綱に定める事業を実施する団体を、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価検討会による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

3. 実施主体

競争により選定した民間団体とする。

4. 事業の内容等

(1) 全国拠点機関の役割

実施主体となる民間団体（以下「全国拠点機関」という。）は、依存症治療及び回復支援に関する統括機関として、依存症治療拠点機関の総括及び依存症対策に係る以下に掲げる事項について適切に執り行うこと。なお、全国拠点機関は、少なくともアルコール、薬物、ギャンブルに係る依存症対策は必ず実施すること。

① 全国依存症対策連絡協議会の設置

全国拠点機関は、事業の実施に際して、有識者等で構成する全国依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

i) 協議会の構成

協議会は、以下の構成で執り行う。なお、事務局は全国拠点機関で執り行う。

ア 依存症治療を専門的に行っている精神科医	5名
イ 依存症治療拠点機関職員	10名（各2名）
ウ 厚生労働省職員	3名

※ 依存症対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。

ii) 協議会の役割

協議会は、全国拠点機関における事業計画の策定や、全国拠点機関及び依存症治療拠点機関の報告を受け、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、全国拠点機関及び依存症治療拠点機関に対し提言等を行う。

② 全国拠点機関の業務

全国拠点機関は、協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に以下に掲げる業務について実施する。

- i) 依存症当事者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- ii) 依存症治療拠点機関等への助言・指導及び連携・調整
- iii) 依存症治療支援コーディネーター等に対する研修の実施
- iv) 依存症対策に関する普及啓発
- v) 依存症治療拠点機関で集積したデータに基づく分析・評価
- vi) 依存症治療モデルの研究・開発

- vii) 依存症当事者及びその家族への支援体制モデルの研究・開発
- viii) 協議会の運営
- ix) その他依存症対策に必要な事項

③ 依存症治療拠点機関との連携

全国拠点機関は、依存症治療拠点機関と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、必要に応じ、依存症治療拠点機関への助言・指導を適切に行うこと。

(2) 事業計画、事業実績報告及び最終報告

全国拠点機関は、事業実施計画及びその状況等について、以下のとおり行うこと。

① 事業計画

全国拠点機関の設置計画、事業実施計画については、別紙様式1により初年度の6月末までに提出する。

② 実績報告

全国拠点機関は、協議会での全国拠点機関の事業実施状況の検証結果等を踏まえ、事業実績報告として別紙様式2を作成し、検証に用いたデータ等を添付して毎年度3月末までに提出する。

③ 最終報告

事業完了年度については、上記と併せて最終報告を別紙様式3により作成し、当該事業の総括的な検証に基づいた報告書及び根拠となるデータ等を添付して提出する。

④ 事業計画、事業実績報告、最終報告の審査

提出された事業計画、事業実績報告、最終報告については、国が設置する本事業評価機関で審査するものとし、全国拠点機関においては、評価機関に対する説明を行うものとする。

5. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、依存症当事者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

6. 費用の支弁

本事業に要する費用は、全国拠点機関が支弁するものとする。

ただし、協議会構成員のうち、依存症治療拠点機関職員及び厚生労働省職員の交通費や滞在にかかる費用については、当該者の負担とする。

7. 経費の補助

国は全国拠点機関が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、全国拠点機関は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。

8. その他

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。